

平成十八年一月三十一日受領
答 弁 第 一 一 五 号

内閣衆質一六四第一五号

平成十八年一月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出先住民捕鯨に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出先住民捕鯨に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の捕鯨に関連して、我が国が締結している条約その他の国際約束の中に国際捕鯨取締条約（昭和二十六年条約第二号）が存在する。

二について

政府としては、鯨類資源は、科学的根拠に基づいて持続可能な利用を図るべきであると考えている。

三について

国際捕鯨取締条約附表の修正による商業捕鯨の中断の下で、政府は、伝統的に鯨を利用してきた地域の捕鯨を含む商業捕鯨の再開に向け最大限努力しているところであり、商業捕鯨が再開された場合には、アイヌの人々の捕鯨再開についても、その歴史的経緯等も踏まえ、適切に対処したい。